

公 示

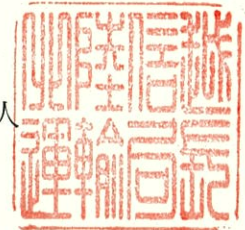
公示第5号

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について（令和4年4月15日付け公示第8号）」を別紙のとおり一部改正する。

令和6年4月25日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について

新	旧
<p data-bbox="479 296 734 336">公 示</p> <p data-bbox="109 456 246 483">公示第8号</p> <p data-bbox="197 541 1099 603">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について</p> <p data-bbox="109 659 1075 791">令和4年4月1日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（以下「準特定地域の特例許可公示」という。）に基づく参入枠及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="217 847 456 874">令和4年4月15日</p> <p data-bbox="510 943 884 970">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="591 1042 622 1069">記</p> <p data-bbox="116 1139 1104 1406">1. 令和6年度の参入枠 別添のとおり</p> <p data-bbox="116 1240 1104 1406">2. 申請の受付 (1) 申請の受付期間 令和6年9月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。 (2) 参入枠がない営業区域では受付は行わない。</p>	<p data-bbox="1496 296 1751 336">公 示</p> <p data-bbox="1131 456 1267 483">公示第8号</p> <p data-bbox="1218 541 2121 603">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について</p> <p data-bbox="1131 659 2096 791">令和4年4月1日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（以下「準特定地域の特例許可公示」という。）に基づく参入枠及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1238 847 1478 874">令和4年4月15日</p> <p data-bbox="1527 943 1901 970">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="1608 1042 1639 1069">記</p> <p data-bbox="1137 1139 2125 1406">1. 令和5年度の参入枠 別添のとおり</p> <p data-bbox="1137 1240 2125 1406">2. 申請の受付 (1) 申請の受付期間 令和5年9月1日から令和5年9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。 (2) 参入枠がない営業区域では受付は行わない。</p>

附 則

この公示は、令和4年4月15日から適用とする。

附 則（令和5年4月18日付け公示第5号で一部改正）

この公示は、令和5年4月18日から適用とする。

附 則（令和6年4月25日付け公示第5号で一部改正）

この公示は、令和6年4月25日から適用とする。

(別添)

参入枠の配分結果

都道府県	営業区域	令和6年度の 参入枠 (件)	総参入枠（参考） (件)	過年度の新規 許可件数 (件)
新潟	新潟交通圏	<u>11</u>	<u>28</u>	<u>3</u>
長野	長野交通圏	<u>3</u>	<u>5</u>	2
	松本交通圏	0	0	0
富山	富山交通圏	<u>5</u>	<u>5</u>	0
石川	金沢交通圏	<u>8</u>	<u>17</u>	<u>1</u>

※上記「総参入枠（参考）」は、準特定地域の特例許可公示記2. ①、②により算定したものである。

附 則

この公示は、令和4年4月15日から適用とする。

附 則（令和5年4月18日付け公示第5号で一部改正）

この公示は、令和5年4月18日から適用とする。

(別添)

参入枠の配分結果

都道府県	営業区域	令和5年度の 参入枠 (件)	総参入枠（参考） (件)	過年度の新規 許可件数 (件)
新潟	新潟交通圏	6	15	0
長野	長野交通圏	0	2	2
	松本交通圏	0	0	0
富山	富山交通圏	3	3	0
石川	金沢交通圏	3	3	0

※上記「総参入枠（参考）」は、準特定地域の特例許可公示記2. ①により算定したものである。